

発行所
静岡県富士市役所
富士市平田279番地
発行兼編集
富士市役所市長公室
印刷所
加藤印刷所

広報ふじ

昭和37年11月20日発行

選挙特集号

12月5日は投票日

さあ行こう公明選挙で

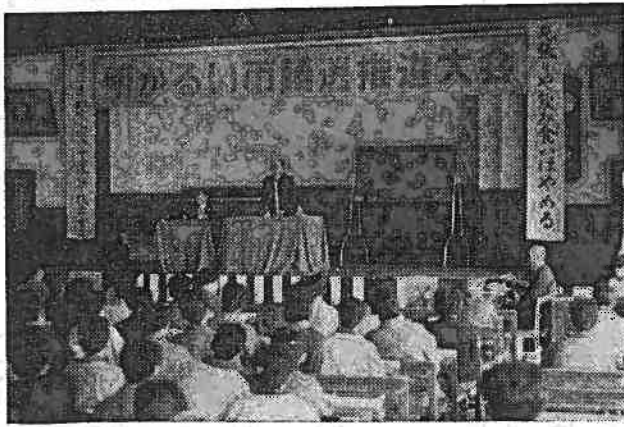
「明るい市議選推進大会」終る

来る12月5日は、富士市議会議員選挙の投票日です。

そこで富士市公明選挙推進協議会と市教育委員会、市選挙管理委員会が共同主催し、これに区長会をはじめ婦人会連絡協議会、連合青年団、校区社会教育推進委員会が協賛して11月13日市立富士第一小学校講堂で盛大に「明るい市議選推進大会」を開き各方面から絶賛を浴びました。

この日会場には、約三百人の参加者が集まり、万場一致で大会宣言文(別掲)を決議しました。終つて宣伝カーを先頭に参加者全員が「明るい市議選」と大書した三角の小旗を打ち振りながら市中パレードを行ない

サア、行こう公明選挙で……と有権者に訴えました。



明るい市議選推進大会会場

来る12月5日富士市議会議員選挙が執行されます。選挙は民主政治の基盤であり特に市議選は直接市の政治に直結し私共市民の生活を左右する一番身近な選挙であります。

政府に於ても地方選挙の公明化の必要に鑑み多額な国費を費して強力に地方選挙の公明化を推進し又公職選挙法も公明選挙

の現れと存じます。富士市に於ても今回大巾な改正が実施され合理的な選挙運動の制限は努めて之を緩和した反面違反者に対する罰則は更に厳しくなりつつあるの速に公明選挙の実現を要求する世相

強化されました尚之を取締る検査当局の取締方針が選挙毎に徹底を期するほか、見張りや飲み食いはやめる。

有権者の皆さんへ

富士市選挙管理委員会
委員長 花崎 年雄

戸別訪問
候補者、運動員、その他何人たるを問わず、投票を得、又は得しめない目的を以ての戸別訪問は禁止されている。

文書図面の頒布
選挙運動のために使う文書図画は通常葉書以外のものは頒布することができません。例えば名刺等をくばることはできません。

飲食物の提供
何人も、選挙運動に關することを動機として(投票依頼の目的があることを要しない。)如何なる名義を以てするを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の茶菓子を除いて飲食物を提供することは禁止される。従つて陣中見舞等の名義の酒等を贈ることは違反となり、又運動員等に酒等を提供することも同様である。

禁止されている

気勢を張る行為
何人も選挙運動のため自動車やバイクを連ね、又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行為をしてはならない。

連呼行為
何人も選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし演説会場及び街頭演説の場所はこの限りでない。

車上の選挙運動禁止
何人も第四百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては選挙運動ができない。従つてその自動車が走行中であると停止中であるとを問わない。ただし停止中一定の許された演説はこの限りでない。

宣言
公職選挙は實際政治に直結する。
特に市議会議員選挙は我等市民の日常生活を左右する根源である。
今や市議会議員選挙にあたり、明るく豊かな富士市建設のため、真に公明な選挙を旨とし、市民各位が次の事項を實踐することを念願する。

一、見張りや飲み食いはやめる。
一、誘わくに迷わず自分で選んで投票する。

右宣言する。
昭和37年11月13日
富士市明るい市議選推進大会

この一票
明るい市の
窓ひらく